

パブリックコメントの結果について

パブリックコメント等募集結果

炭酸飲料の日本農林規格の改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 5. 12～H29. 6. 12）

(1) 受付件数 1件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～H28. 3. 18）

受付件数 なし

炭酸飲料の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
添加物		
添加物の基準を緩めないで欲しい。人工甘味料（特にアセスルファムK、スクラロース）は不味いので認めないで欲しい。炭酸飲料ではないが、果汁入り飲料では不評であり、人工甘味料なしに戻っている。	1	現在の添加物のポジティブリストには、①食品衛生法上安全とされたものをJAS規格のリストから削除する科学的根拠が希薄、②むしろ、使用可能な添加物が制限されることによって添加物の相乗効果による量的な削減が期待できないといった課題があります。 このため、コーデックス一般規格に定める「添加物の使用が必要かつ最小限であること」と順次改正しているものであり、添加物の基準を緩めるものではありません。 なお、この基準に基づき、登録認定機関が使用可能な添加物を判断することとなります。
異物		
これまでのJAS規格においても異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。

パブリックコメント等募集結果

豆乳類の日本農林規格の改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 5. 12～H29. 6. 12）

(1) 受付件数 2件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～H28. 3. 18）

受付件数 なし

豆乳類の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
添加物		
添加物の基準を緩めないで欲しい。人工甘味料（特にアセスルファムK、スクラロース）は不味いので認めないで欲しい。豆乳類ではないが、果汁入り飲料では不評であり、人工甘味料なしに戻っている。着色料は、現行より厳しくすべきである。特にカラメルⅢは認めないで欲しい。	1	現在の添加物のポジティブリストには、①食品衛生法上安全とされたものをJAS規格のリストから削除する科学的根拠が希薄、②むしろ、使用可能な添加物が制限されることによって添加物の相乗効果による量的な削減が期待できないといった課題があります。 このため、コーデックス一般規格に定める「添加物の使用が必要かつ最小限であること」と順次改正しているものであり、添加物の基準を緩めるものではありません。 なお、この基準に基づき、登録認定機関が使用可能な添加物を判断することとなります。
異物		
これまでのJAS規格においても異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。そもそも、異物ときょう雑物はどう違うのか。また、規格によって「きょう雑物がないこと。」と「きょう雑物がほとんどないこと。」があるのはなぜか。	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。 なお、異物とは製造等の過程で外部から侵入等したものを指し、きょう雑物とは主に原材料に由来する不要物（野菜の皮等）を指します。きょう雑物の基準は、食品の原料、製造工程等の実態に応じて規格ごとに設定しています。
測定方法（窒素・たん白質換算係数）		

窒素・たんぱく質換算係数を6.25から5.71に変更する妥当性に関する科学的根拠が示されておらず、変更には疑義があります。豆乳は、牛乳とともに貴重な液状のたんぱく質含有飲料で、たんぱく質は重要な栄養成分であり、実際の含有量に変化がないにもかかわらず、換算係数の変更により表記上約1割減少することとなります。豆乳類の窒素・たんぱく質換算係数6.25は、豆乳JAS制定時から30年を越える歴史があり定着した係数であること、並びによりたんぱく質量の真値に近いとされるアミノ酸分析法での窒素・たんぱく質換算係数からの計算（現行のJones係数を基にした牛乳の窒素・たんぱく質換算係数6.38との相対的比較）では、豆乳（大豆）の窒素・たんぱく質換算係数は6.25が近似値であること、さらにCodexにおいて大豆の窒素・たんぱく質換算係数5.71そのものの妥当性について議題にあがっていること、などから6.25から5.71への変更の科学的妥当性が示されていない状況です。この状況では、JAS法にも記載されている「科学的知見に基づき制定」に相応しているとは言えず、少なくとも、食品表示法の移行猶予期間にかかわらず、従来係数（6.25）を使用できることが妥当と考えます。	今回の改正は、強制法規と任意規格という食品表示基準とJAS規格の関係にかんがみ、強制法規である食品表示基準に任意規格であるJAS規格を合わせることとしたものです。 なお、食品表示基準は日本食品標準成分表を引用したものと承知しています。
--	---

パブリックコメント等募集結果

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 5. 12～H29. 6. 12）

(1) 受付件数 1件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～H28. 3. 18）

受付件数 なし

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
添加物		
人工甘味料（特にアセスルファムK、スクラロース）は不味いので認めないで欲しい。畜産物缶詰等ではないが、果汁入り飲料では不評であり、人工甘味料なしに戻っている。	1	現在の添加物のポジティブリストには、①食品衛生法上安全とされたものをJAS規格のリストから削除する科学的根拠が希薄、②むしろ、使用可能な添加物が制限されることによって添加物の相乗効果による量的な削減が期待できないといった課題があります。 このため、コーデックス一般規格に定める「添加物の使用が必要かつ最小限であること」と順次改正しているものであり、添加物の基準を緩めるものではありません。 なお、この基準に基づき、登録認定機関が使用可能な添加物を判断することとなります。
異物		
これまでのJAS規格においても異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。そもそも、異物ときょう雑物は違うのか。また、規格によって「きょう雑物がないこと。」と「きょう雑物がほとんどないこと。」があるのはなぜか。	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。 なお、異物とは製造等の過程で外部から侵入等したものを指し、きょう雑物とは主に原材料に由来する不要物（野菜の皮等）を指します。きょう雑物の基準と、食品の原料、製造工程等の実態に応じて規格ごとに設定しています。

パブリックコメント等募集結果

煮干魚類の日本農林規格の改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 5. 12～H29. 6. 12）

(1) 受付件数 7件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～H28. 3. 18）

受付件数 なし

煮干魚類の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第3条 添加物		
人工甘味料（特にアセスルファムK、スクラロース）は不味いので認めないで欲しい。煮干魚類ではないが、果汁入り飲料では不評であり、人工甘味料なしに戻っている。	1	現在の添加物のポジティブリストには、①食品衛生法上安全とされたものをJAS規格のリストから削除する科学的根拠が希薄、②むしろ、使用可能な添加物が制限されることによって添加物の相乗効果による量的な削減が期待できないといった課題があります。 このため、コーデックス一般規格に定める「添加物の使用が必要かつ最小限であること」と順次改正しているものであり、添加物の基準を緩めるものではありません。 なお、この基準に基づき、登録認定機関が使用可能な添加物を判断することとなります。
煮干魚類に使用される添加物は、必要最小限とし、酸化防止を目的としたものに限るべき。例えば、添加物である着色料や香料等を含むと、色沢、香味の判定に影響を与え、煮干魚類の公平な格付けの妨げになる可能性がある。	2	今回、引用するコーデックス一般規格では、使用が妥当な添加物の基準として、①使用により消費者に誤解を与えないこと、②消費者を欺くため品質等を変えるものではないこと等と規定されています。煮干魚類にあつては、色沢や香味を変化させるために着色料、香料等を使用することは、これらの基準に抵触するものであり、ご懸念にはあたりません。
国産食品の信頼はJAS 規格と国内食品産業の努力で培われてきたものであり、JAS 規格の国際規格への整合は不要と考えます。中でも煮干は和食の味を支える「だし」の重要な素材です。煮干の品質、安心等を守るJAS 存続を要望しま	1	今回の改正は使用可能な添加物を国際規格に合わせるものではなく、「添加物の使用が必要かつ最小限であること」との考え方を導入するものです。こうした考え方の下で添加物が使用されることに

す。		よって、煮干魚類の品質と安心に寄与すると考えます。
昨年開催された「第1回煮干魚類の日本農林規格の確認等の原案作成委員会」では、「食品添加物は改正案の適用に当たり困難な点があることから、現行どおりとする」と議決しているにもかかわらず、今回の提案がなされたことは大変不可解です。経過及び判断理由の明確な説明と慎重な議論を要望します。	1	今回の改正に当たっては、原案作成後、改めて業界団体と協議を重ねた結果、添加物の使用量の記録の方法について理解が得られたことから、パブリックコメント案として再掲し、提案したところです。なお、今回の改正案とした趣旨は前述の通りです。
以下のことが考えられるため、煮干魚類の添加物の規格をCODEX規定の引用に変更するのであれば、添加物の使用量の確認方法及び使用量が正確に管理されているとする判断基準を具体的に示されたい。 ①製品の添加物使用量の正確な記録を求めることは、多くの認定工場が対応できず認定の技術的基準を満たさないおそれがあること。②認定工場が実施可能な添加物の正確な確認手段及び正確なデータとする判断基準が示されないと、認定の技術的基準に適合しているかの判断ができず認定業務に混乱を生ずること。	1	認定製造業者の受入原料に使用される添加物の記録や伝達のあり方については「日本農林規格における食品添加物に係る規定の改正に伴う運用について（平成25年12月13日 25消安第4250号）」に整理されております。その内容については登録認定機関、業界団体を通じて周知をしていきます。なお、ご不明な点があれば、ご相談ください。
煮干魚類は現地で製造され、漁協等における共販を経て、商社、小分け包装業者へと流通している。小分け包装の加工業者では、製造時に使用した添加物の量の把握は困難であり、記録の伝達に関する指導を国によって行って欲しい。	4	
異物		
これまでのJAS規格においても異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。そもそも、異物ときょう雑物はどう違うのか。また、規格によって「きょう雑物がないこと。」と「きょう雑物がほ	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。 なお、異物とは製造等の過程で外部から侵入等したものを指し、

とんどないこと。」があるのはなぜか。	きょう雑物とは主に原材料に由来する不要物（野菜の皮等）を指します。きょう雑物の基準は、食品の原料、製造工程等の実態に応じて規格ごとに設定しています。
---------------------------	---

＊その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたのでご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント等募集結果

にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 5. 12～H29. 6. 12）

(1) 受付件数 1件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～H28. 3. 18）

受付件数 なし

にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
添加物		
添加物の基準を緩めないで欲しい。人工甘味料（特にアセスルファムK、スクラロース）は不味いので認めないで欲しい。にんじんジュース等ではないが、果汁入り飲料では不評であり、人工甘味料なしに戻っている。	1	現在の添加物のポジティブリストには、①食品衛生法上安全とされたものをJAS規格のリストから削除する科学的根拠が希薄、②むしろ、使用可能な添加物が制限されることによって添加物の相乗効果による量的な削減が期待できないといった課題があります。 このため、コーデックス一般規格に定める「添加物の使用が必要かつ最小限であること」と順次改正しているものであり、添加物の基準を緩めるものではありません。 なお、この基準に基づき、登録認定機関が使用可能な添加物を判断することとなります。
異物		
これまでのJAS規格においても異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。そもそも、異物ときょう雑物は違うのか。また、規格によって「きょう雑物がないこと。」と「きょう雑物がほとんどないこと。」があるのはなぜか。	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。 なお、異物とは製造等の過程で外部から侵入等したものを指し、きょう雑物とは主に原材料に由来する不要物（野菜の皮等）を指します。きょう雑物の基準は、食品の原料、製造工程等の実態に応じて規格ごとに設定しています。

パブリックコメント等募集結果

合板の日本農林規格の一部改正案

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 6. 2～7. 1）

(1) 受付件数 2 件（法人 1）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～3. 17）

受付件数 なし

合板の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第6条 構造用合板		
保存処理後に材色に変化する薬剤があるが、処理後の材色の変化は問題としない旨の表現を入れる必要はないか。	1	構造用合板の規格には変色に関する基準は設けていないため、保存処理後の材色の変化は問題としない旨の表現を入れる必要はないと考えます。
保存処理を行った場合に、表示事項において、非ホルムアルデヒド系木材保存剤を使用している旨の表示をすることは可能か。	1	保存処理を行った場合においても表示することは可能である旨を明確化することとしました。

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係がないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント等募集結果

集成材の日本農林規格の一部改正案

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 6. 2～7. 1）

(1) 受付件数 4 件（法人 1）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～3. 17）

受付件数 なし

集成材の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第2条 定義		
「保存処理ラミナ」の定義について、MSR区分後に保存処理を行うことも認める解釈が発生するため、行為の順序を明確化した方がよい。	1	定義には「保存処理を施したラミナについて、MSR区分したものをいう」とあり、MSR区分を行う前に保存処理済みのラミナであることがわかり、行為の順位が明確になっていると理解されますので、現行どおりとします。
第5条 構造用集成材		
保存処理を行った場合に、表示事項において、非ホルムアルデヒド系木材保存剤を使用している旨の表示をすることは可能か。	1	保存処理を行った場合においても表示することは可能である旨を明確化することとしました。
等級区分機で区分されたラミナに対して追加する曲げB試験の判定基準について、表15で示されている値を平均値とし、更に下限値を設けるべきではないのか。（目視等級区分では平均値と下限値を設けているのと同様にすべき）	1	等級区分機で選別した場合の曲げB試験は確認的に行うものであるから、その判定基準が、表15の下限値を下回ることは適当でないと考えます。
第6条 化粧ばり構造用集成柱		
化粧ばり構造用集成柱についても、化粧薄板の厚さ基準を削除するか、化粧ばり造作用集成材の敷居、かまち等の上面と同様に、化粧薄板の厚さを（1.2mmから）0.6mmとすべきではないか。	1	化粧ばり構造用集成柱の化粧薄板の厚さ制限を緩和する場合に問題がないかについて確認を行うことが必要であることから、今後の検討事項とさせていただきます。

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係がないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント等募集結果

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格の改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 5. 12～H29. 6. 12）

(1) 受付件数 1件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～H28. 3. 18）

受付件数 なし

(別紙)

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
異物		
これまでのJAS規格においても異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。そもそも、異物ときょう雑物は違うのか。また、規格によって「きょう雑物がないこと。」と「きょう雑物がほとんどないこと。」があるのはなぜか。	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。 なお、異物とは製造等の過程で外部から侵入等したものを指し、きょう雑物とは主に原材料に由来する不要物（野菜の皮等）を指します。きょう雑物の基準は、食品の原料、製造工程等の実態に応じて規格ごとに設定しています。

パブリックコメント等募集結果

単板積層材の日本農林規格の一部改正案

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29. 6. 2～7. 1）

(1) 受付件数 2 件（法人 1）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：H29. 1. 17～3. 17）

受付件数 なし

単板積層材の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第4条 構造用単板積層材		
保存処理後に材色に変化する薬剤があるが、処理後の材色の変化は問題としない旨の表現を入れる必要はないか。	1	構造用単板積層材の規格には変色に関する基準は設けていないため、保存処理後の材色の変化は問題としない旨の表現を入れる必要はないと考えます。
保存処理を行った場合に、表示事項において、非ホルムアルデヒド系木材保存剤を使用している旨の表示をすることは可能か。	1	保存処理を行った場合においても表示することは可能である旨を明確化することとしました。

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係がないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果

水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の確認案

○ 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29.5.12～H29.6.12）

(1) 受付件数 1件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
添加物		
人工甘味料（特にアセスルファムK、スクラロース）は不味いので認めないで欲しい。水産物缶詰等ではないが、果汁入り飲料では不評であり、人工甘味料なしに戻っている。	1	現在の添加物のポジティブリストには、①食品衛生法上安全とされたものをJAS規格のリストから削除する科学的根拠が希薄、②むしろ、使用可能な添加物が制限されることによって添加物の相乗効果による量的な削減が期待できないといった課題があります。 このため、コーデックス一般規格に定める「添加物の使用が必要かつ最小限であること」と順次改正しているものであり、添加物の基準を緩めるものではありません。 なお、この基準に基づき、登録認定機関が使用可能な添加物を判断することとなります。
その他		
以前に、JAS規格から異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。そもそも、異物ときょう雑物はどう違うのか。また、規格によって「きょう雑物がないこと。」と「きょう雑物がほとんどないこと。」があるのはなぜか。	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。 なお、異物とは製造等の過程で外部から侵入等したものを指し、きょう雑物とは主に原材料に由来する不要物（野菜の皮等）を指します。きょう雑物の基準は、食品の原料、製造工程等の実態に応じて規格ごとに設定しています。

パブリックコメント募集結果

果実飲料の日本農林規格の確認案

○ 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29.5.12～H29.6.12）

(1) 受付件数 1件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

果実飲料の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
添加物		
人工甘味料（特にアセスルファムK、スクラロース）は不味いので認めないで欲しい。自動販売機等であっても、JASマークがあれば入っていないと分かるようにして欲しい。果汁入り飲料では不評であり、人工甘味料なしに戻っている。	1	現在の添加物のポジティブリストには、①食品衛生法上安全とされたものをJAS規格のリストから削除する科学的根拠が希薄、②むしろ、使用可能な添加物が制限されることによって添加物の相乗効果による量的な削減が期待できないといった課題があります。 このため、コーデックス一般規格に定める「添加物の使用が必要かつ最小限であること」と順次改正しているものであり、添加物の基準を緩めるものではありません。 なお、この基準に基づき、登録認定機関が使用可能な添加物を判断することとなります。
その他		
以前に、JAS規格から異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。そもそも、異物ときょう雑物はどう違うのか。また、規格によって「きょう雑物がないこと。」と「きょう雑物がほとんどないこと。」があるのはなぜか。	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。 なお、異物とは製造等の過程で外部から侵入等したものを指し、きょう雑物とは主に原材料に由来する不要物（野菜の皮等）を指します。きょう雑物の基準は、食品の原料、製造工程等の実態に応じて規格ごとに設定しています。

パブリックコメント募集結果

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の確認案

○ 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29.5.12～H29.6.12）

(1) 受付件数 1件

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
添加物		
人工甘味料（特にアセスルファムK、スクラロース）は不味いので認めないで欲しい。農産物缶詰等ではないが、果汁入り飲料では不評であり、人工甘味料なしに戻っている。	1	現在の添加物のポジティブリストには、①食品衛生法上安全とされたものをJAS規格のリストから削除する科学的根拠が希薄、②むしろ、使用可能な添加物が制限されることによって添加物の相乗効果による量的な削減が期待できないといった課題があります。 このため、コーデックス一般規格に定める「添加物の使用が必要かつ最小限であること」と順次改正しているものであり、添加物の基準を緩めるものではありません。 なお、この基準に基づき、登録認定機関が使用可能な添加物を判断することとなります。
その他		
以前に、JAS規格から異物の規定を削除しており、理由として、食品衛生法に規定されているためと聞いた。しかし、食品衛生法では、「人の健康を損なうおそれがあるもの」という条件があるため、JAS規格では規定すべきである。そもそも、異物ときょう雑物はどう違うのか。また、規格によって「きょう雑物がないこと。」と「きょう雑物がほとんどないこと。」があるのはなぜか。	1	人の健康を損なうおそれがあるもの、ないものを含め、異物の混入は都道府県等が監視指導を実施していることなどから、JAS規格に異物混入に関する基準を設ける必要性は低いとして、順次削除しているところです。 なお、異物とは製造等の過程で外部から侵入等したものを指し、きょう雑物とは主に原材料に由来する不要物（野菜の皮等）を指します。きょう雑物の基準は、食品の原料、製造工程等の実態に応じて規格ごとに設定しています。

パブリックコメント等募集結果

生産情報公表農産物の日本農林規格の確認案

- 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H29.5.12～H29.6.12）

受付件数 なし